

法務省民二第272号

平成26年5月9日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

法務省民事局商事課長

( 公 印 省 略 )

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり民事局長から国税庁長官宛て照会したところ、別紙乙号のとおり回答がありましたので、その旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本依命通知による取扱いは、本年6月2日（月）から施行するものとし、同日以降において登記が完了していない事件の全てを対象とするものとします。

法務省民二第233号

平成26年 3月28日

国税庁長官 殿

法務省民事局長

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について(照会)  
登録免許税の還付金を代理受領する場合の取扱いについては、平成21年3月31日付け法務省民二第844号当職照会及び同年4月14日付け徴管3-23貴職回答により統一的な運用がされているところですが、登記の申請代理人が登録免許税法(昭和42年法律第35号)第31条に基づく過誤納金が生じたことによる還付金を代理受領する場合の還付通知書に添付する委任状について、上記照会の別添様式の委任状に代え、登記申請の際の委任状に代理人の還付金受領権限が記載されているもの(別添様式)の写し(登記官が作成したもの)を添付することとして差し支えないか、疑義がありますので照会いたします。

なお、差し支えないとする場合は、貴管下税務署に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

委 任 状

私は、〇〇市〇〇町二丁目12番地 法務太郎に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること
- 2 登記が完了した後に通知される登記識別情報通知書及び登記完了証を受領すること
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請を取下げ、又は補正すること
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

平成25年12月〇〇日

〇〇郡〇〇町〇〇34番地

甲野花子 印

記

登記の目的 所有権移転

原 因 平成25年12月10日売買

権 利 者 〇〇市〇〇町二丁目12番地 法務太郎

義 務 者 〇〇郡〇〇町〇〇34番地 甲野花子

不動産の表示

所 在 〇〇市〇〇町一丁目  
地 番 23番  
地 目 宅地  
地 積 123.45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地  
家屋番号 23番  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき2階建  
床面積 1階 43.00平方メートル  
2階 21.34平方メートル

平成〇〇年〇月〇日受付  
第〇〇〇号に係る  
委任状の写しである。  
〇〇地方法務局〇〇支局



徴管 3 - 6

平成26年 4月11日

法務省 民事局長殿

国税庁長官

登録免許税の還付金を代理受領するための委任状の様式について (回答)

平成26年 3月28日付法務省民二第233号をもって照会のあった標題のことに  
ついては、貴見のとおり取り扱って差し支えありません。